消費生活を小さな工夫で上手に過ごそう
～日々のエコ活シリーズ～

　これからの寒いシーズン、エアコンやこたつなど体を温める器具の利用が増えることは第1面でもふれました。寒いのは嫌だけど、それでも電気代は抑えたいもの…。
　そこで日々のエコ活シリーズ第2弾として冬にできるエコ対策を紹介します。

こたつを利用するとき。

★敷き布団と上掛け布団を利用しよう。
★敷物と床の間に断熱シートを敷こう。
（フローリングには効果的）

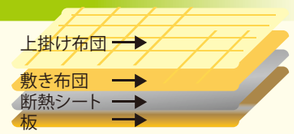

エアコンを使用するとき。

★フィルターをこまめに掃除しよう。
★室外機の周りにものをおかないようにしよう。

冬は家族みんなでエコ

★家族みんなで一緒にすごそう。
別々の部屋で過ごすより、一つの部屋で一緒に過ごすことで無駄な電気代もかからないしコミュニケーションもとれます。

★お風呂は間をあけず次々に入ろう。
冬は浴槽の湯が冷めやすいので、
その都度沸かしなおすと光熱費は更にかさみます。

sapo之助のプチ知識

Q.こんな使い方してない？

使わない電源コードを抜いておくのは大事だけどその前に…
コードの使い方をもう一度確認してみよう！

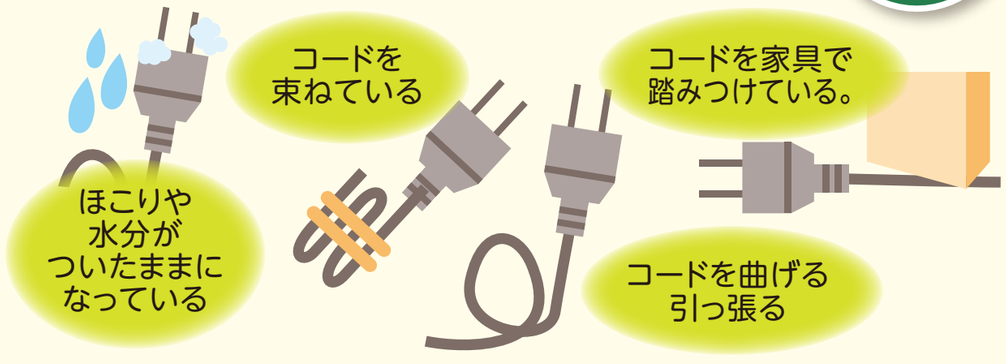

計量器に関するお問い合わせは
長崎県計量検定所
〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892　FAX 095-844-8844

編集･発行
長崎県消費生活センター
（長崎県県民生活部食品安全・消費生活課）
〒850-0057　長崎市大黒町3-1　交通産業ビル4階
TEL 095-824-0999
FAX 095-828-1014
ホームページ「ながさき消費生活館」　http://www.nagasaki-shouhi.jp/

長崎県 No.329
くらしの情報
2015 1・2月号

内容紹介

●暖房器具は注意して使おう …… (1)
●高齢者に多い被害を学ぼう …… (2)
●消費生活センターの相談窓口から …… (3)
　見積りだけのつもりが‥放置すると大変と言われ、
　　すぐに水漏れ修理工事を頼んでしまった
●小さなエコ活動からはじめよう! …… (4)

★暖房器具は注意して使おう!★

これからさむ～い冬がやってくる。暖房器具の使用が多くなる時期ですね。
暖房器具は非常に便利なものですが、注意しないと事故が起きたり、健康被害が起きたりと危険なものになりうるものです。適切な取り扱いを学んで、使用しましょう。

○石油ストーブの灯油について

古い灯油を使うと、石油ストーブが異常燃焼したり故障する可能性があり危険です!

灯油は保管方法を誤ると、日光や熱による変質、水や異種の油などの混入により「不良灯油」となることがあるでござる。保管する時は、専用容器に入れ日光や雨の当たらないようにしよう

★昨シーズンから持ち越した灯油、直接日光があたったり、高温の場所で保管していた灯油は使用しないようにしましょう。

○石油ストーブ使用中は換気しよう

石油ストーブをつけたまま就寝すると、一酸化炭素中毒で死亡するという事例が毎年発生しています。

★石油ストーブを使用するときはこまめに換気するように注意しましょう。

○古い暖房便座

25年前に設置した暖房便座が少し前から熱くなりすぎており、ある日暖房便座の座席部分から発煙し、便座カバーが焦げた。

★暖房便座は電気製品であり、長年の使用、不具合･故障を放っておくと漏電や火災が発生する可能性があります。　異常に気づいたら、すぐに電源コンセントを抜いたり、点検してもらうようにしましょう。

他にも、リコール製品と知らず使用していて事故が起きることがあるでござる。
リコール製品については消費者庁の下記サイトをご覧ください。
http://www.recall.go.jp/

この情報誌は再生紙を使用しています。

第2弾　騙されるものか!〜高齢者に多い被害から学ぶ〜

前号では、高齢者に多い被害として買え買え詐欺と点検商法について紹介したよね。「何それ?」と思ったあなたはもう一度11・12月号を引っ張りだして読んでみよう!私には関係ないと思うことが一番危険だということを忘れないで!ということで、今回も高齢者を狙う悪質な手口を2つ紹介しましょう!年末は被害にあう可能性が高くなる時期。悪質な手口を知っておけば、悪の手が近づいてきても余裕でござる!

消費生活センターの相談窓口から

見積りだけのつもりが…放置すると大変と言われ、直ぐに水漏れ修理工事を頼んでしまった…

相談事例

以前から台所の水道蛇口から水がポタポタ漏れていたので、3日前、マグネット式の投げ込み広告『見積り0円』を見て、修理見積りだけと思い業者に電話をかけた。すぐに訪問した担当者はスマホで写真を撮り、その写真を見せながら、「シンクの付け根部分と裏に水漏れがあり、放置すると大変だ。止水栓も動かない状態なので水を止められない。」と蛇口全体の交換を勧誘した。見積金額が5万円程と高額だったので、夫と相談して決めたいと断った。しかし担当者から、「今日だったら部品を持参しているので、すぐに交換できる。皆さん当日に工事をしている。」と強く勧められ、仕方なく応じた。工事後、夫から、本当に必要な工事なのか不明なうえに高額すぎると反対された。昨日、担当者にクーリング・オフを申し出たが、出来ないと言われた。どうにかならないのか。(40歳代　女性)

センターの対応

本件は、相談者が蛇口修理の見積りを取るだけのつもりで業者に来訪を要請した処、訪問した担当者から勧誘され、断り切れず蛇口交換の契約をしたもので、特定商取引法の訪問販売に該当します。訪問販売では、法定の契約書面を交付する義務があり、書面受領後8日間はクーリング・オフができます。また相談者が断ったのに担当者は勧誘を続けていますが、事業者は消費者から断られた場合、勧誘を続ける事や何度も勧誘する事は禁止されています。消費者契約法でも、「帰って下さい」と告げても事業者が退去せず消費者が困惑して契約した場合は、困惑行為がなくなってから6か月間は契約を取消すことが出来ます。相談者は、居住地相談窓口の援助でクーリング・オフの通知書を送付しました。
その後相談者は夫と話をして、工事が既に完了しているとして原状回復(古い蛇口に戻す)は希望せず、半額を支払う事で和解しました。

消費者へのアドバイス

○見積りだけと思い事業者を自宅に呼び、勧められるまま仕方なく契約したが高額すぎるとの相談が増えています。しかし特定商取引法の訪問販売に該当するかどうかは、個々の契約状況により判断が難しい場合があります。
○事業者が訪問する際は、家族や知人等と一緒に対応しましょう。契約前に水漏れ・詰まりの原因や工事内容の説明を求め、説明内容や費用に納得できなければ契約してはいけません。
○水漏れの際はあわてず、元栓や止水栓を閉め被害がひろがるのを防ぎましょう。すぐに　対処出来るよう、事前に締め方を確認しておきましょう。
○水道工事は、居住地自治体の指定業者でなければ出来ないものもあります。指定業者については、各自治体に問い合わせて下さい。工事をする際は、まず複数の指定業者に問い合わせ、見積もりを貰い慎重に検討しましょう。
○チラシやマグネット広告で、「出張見積り無料」「割引チケット」「60歳以上割引」と、お得感を強調されているケースもあります。広告に惑わされず、冷静な判断が必要です。
○何かありましたら、お住まいの市町相談窓口や消費生活センターに相談して下さい。